

株 主 各 位

三重県津市高茶屋七丁目1番1号
井村屋グループ株式会社
取締役社長 大 西 安 樹

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月20日（月曜日）午後5時までにご到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 三重県津市高茶屋七丁目1番1号
当社本店 1階多目的ホール
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第79期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.imuraya-group.com/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や設備投資が改善傾向にあり、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、中国など新興国の景気減速や不安定な国際情勢などから海外景気の下振れが懸念され、先行き不透明な状況で推移しました。

菓子・食品業界におきましても、個人消費が力強さに欠ける中で、原材料費の高止まりが続く状況であり、引き続き厳しい経営環境で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは2015年度から2017年度を計画期間とする中期3カ年計画「One imuraya 2017」の初年度にあたり、創業120年、会社設立70周年となる2017年度の目標達成を確実にするための重要な1年として事業活動を展開しました。

販売戦略として、顧客へ新しい付加価値を提供し続ける「NEW」と「NEXT」の二つのNをキーワードに、特色のある商品提案と積極的な販売促進活動を行い、海外での事業展開を加速させるとともに、ASEANを中心に輸出の強化に取り組みました。また、5月に開催された伊勢志摩サミット応援商品として、三重県産の食材を使用した商品「伊勢茶あずき最中」や「伊勢宮川のおいしい水のジュレ」、サミット会場となる賢島の空撮写真をデザインした「伊勢志摩招福ようかん」などを発売し、サミット開催への協力とサミットを通じた商品PRを行っております。

コスト面では、バイオマスボイラの導入によるエネルギーコストの削減や、SCMによる在庫圧縮と保管料の削減を図りながら、新たに冷凍倉庫の建設に取り組み、2016年5月6日に予定通り竣工式を迎えました。設備投資の効果を発揮し、物流費用とエネルギーコストの更なる削減が期待されます。

品質面では、井村屋シーズニング株式会社に続き、井村屋株式会社においても、高茶屋本社工場、松阪NEWようかん工場、岐阜工場のすべての工場でFSSC22000（食品安全管理システム 認証22000）を取得し、より一層の食の安全性の追求と品質保証体制の確立を図ってまいります。

人事面では4月より新人事制度を導入しました。職群制度を廃止し、ダイバーシティの考えを取り入れ、個人の価値観に基づいてキャリアパスが描けるように、役割制度としてグループ共通の人事制度を整備しました。グループ間での人材交

流をより積極的に行い、社員一人ひとりの働きがいと成長、そして次世代への人材育成に取り組んでまいります。また、以前から働きやすい職場環境づくりに努めてまいりましたが、12月には「女性が輝く先進企業表彰2015」において、「内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰」を受けました。

経営活動の基軸として、全グループで取り組んでいる「経営品質向上活動」も、業務改善や意識変革に成果があらわれており、活動を更に推進していきます。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は、冷菓商品の「ゴールドあずきパー」シリーズや肉まん・あんまん類の「ゴールドまん」シリーズなど付加価値の高い商品が好評をいただくとともに、各カテゴリーで重点商品、新商品が順調に推移しました。冷菓商品ではフランスのクリームチーズブランド「kiri®」とのコラボ商品として9月より発売した新商品「クリームチーズアイス」がヒット商品となりました。また、米国でのアイス事業においてIMURAYA USA, INC.の売上が計画に沿って拡大するなど、海外事業の売上も前年同期比30.2%増と貢献度が増加しており、その結果、連結売上高は前年同期比22億98百万円(6.3%)増の386億44百万円となり、過去最高の売上高となりました。

商品付加価値の向上による差益の増加に加え、生産性向上活動による生産効率の向上やバイオマスボイラの導入効果などにより、動燃費を中心に製造コストが減少し、また、SCMの効果により在庫圧縮が図られ、保管料が減少しました。その結果、営業利益は前年同期比2億95百万円(66.2%)増の7億42百万円となりました。経常利益は為替差損益(2億60百万円の利益減少)の影響がありましたが、前年同期比37百万円(5.4%)増の7億38百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比64百万円(16.8%)増の4億45百万円となりました。

各セグメントの概況は次のとおりであります。

① 流通事業

流通事業におけるカテゴリー別の概況につきましては以下のとおりです。

(菓子・食品・デリーチルド)

菓子については、新チャネルへの商品展開を進めている「ようかん類」で、「チョコレートようかん」を発売し、「えいようかん」や「スポーツようかんプラス」また、「招福羊羹シリーズ」と併せ堅調に推移しました。

「焼き菓子類」では成長戦略商品に位置付けている「どら焼き」において「あんこたっぷり和菓子屋のどら焼」シリーズが好調に推移しました。

「カステラ類」は日本国内では新商品の「クリームチーズカステラ」が好評をいただき、中国の井村屋(北京)食品有限公司(IBF)では、中国国内で業務ルートなどへの商品導入が進み、併せて米国への輸出も増加しました。その結果、

菓子全体の売上高は、前年同期比76百万円（1.8%）増の43億5百万円となりました。

食品については、コラボ商品として発売した「まる餅付き大納言小豆ぜんざい」が順調に推移し、「ゆであずき」や「お赤飯の素」など定番商品の売上も増加しました。冷凍食品では新商品「2コ入ゴールド牛すきまん」が好評をいただき、「ゴールドまん」シリーズが引き続き売上を伸ばしました。日本フード株式会社でのOEM受託商品売上も増加し、食品全体の売上高は前年同期比4億30百万円（7.6%）増の60億97百万円となりました。

デイリーチルド商品では、「ゴールドまん」シリーズの新商品「3コ入ゴールド牛すきまん」が好調に推移し、チルドタイプの「肉まん・あんまん」の売上が増加しました。

「豆腐類」では「美し豆腐」や業務用商品を中心に売上が伸長し、新たな商品展開を進めているSOY（大豆）事業では、少量でも高カロリーを摂取していただける新しい豆腐として「高カロリー豆腐」を発売し、高齢者向けに介護福祉施設などへの販売に取り組みました。その結果、デイリーチルドの売上高は、前年同期比2億27百万円（9.5%）増の26億23百万円となりました。

（冷菓・加温）

冷菓商品は夏場の主力商品の「あずきバー」シリーズにプレミアム商品として「ゴールドあずきバー」シリーズを発売し、好評をいただきました。「あずきバー」シリーズは下期（10月～3月）においても前期比36.1%増の売上となり、年間の売上本数は前期比7.9%増の2億5千万本となりました。

秋冬物アイスの「やわもちアイス」シリーズも引き続き好調に推移するとともに、3月に発売した新商品「やわもちアイス（わらびもち）」が順調な立ち上がりとなって今後に期待がもてる状況となっています。また、「kiri®」とのコラボ商品として発売した新商品「クリームチーズアイス」がクリームチーズを使用した特色あるアイスとして評価をいただくとともに、TV番組やSNSを通じて話題を集め、ヒット商品となって、9億36百万円の売上を記録し、冷菓商品売上の増加に大きく貢献しました。

海外のアイス事業では米国のIMURAYA USA, INC.においてOEM受託商品に加え、井村屋ブランド商品の米系大手量販店への導入が順調に進むとともに、積極的な新規販売先の開拓に取り組み、売上が前年同期比41.5%と増加しました。その結果、冷菓商品の売上高は、前年同期比14億54百万円（14.4%）増の115億40百万円となり、過去最高の売上高を更新しました。

「肉まん・あんまん」などの加温商品は、最盛期の11月～12月において暖冬の影響がありましたが、付加価値の高い商品提案を行うとともに、SNSを活用したキャンペーンの実施や、積極的な販売促進活動により、コンビニエンスストアへの導入アイテムが増加し、加温商品の売上高は前年同期と同様の89億円となり

ました。また、食品カテゴリーの「冷凍まん」、デイリーチルドカテゴリーの「チルドまん」を含めた「肉まん・あんまん」類全体の売上高は前年同期比2億22百万円(2.0%)増の113億87百万円となりました。

(スイーツ)

「Anna Miller's (アンナミラーズ)」「JOUVAUD (ジュヴォー)」のブランドを活かした事業展開を行っているスイーツでは、「Anna Miller's (アンナミラーズ) 高輪店」が引き続き堅調に推移しました。催事販売の効果により認知度が高まっている「JOUVAUD (ジュヴォー)」も「JOUVAUD (ジュヴォー) 広尾店」での売上が増加するとともに、東京、埼玉、名古屋、京都で開催されたバレンタインデー向けの催事販売に出展し、好評をいただきました。その結果、スイーツ全体の売上高は前年同期比41百万円(12.1%)増の3億82百万円となりました。「JOUVAUD (ジュヴォー)」では、認知度を高めながら、東海エリアへの初出店の準備を進め、JPタワー名古屋の商業施設KITTE名古屋に「パティスリー&カフェ」として6月にオープン致します。

以上の結果、流通事業の売上高は、前年同期比22億29百万円(7.1%)増の338億49百万円となり、セグメント利益(営業利益)は前年同期比3億8百万円(21.7%)増の17億29百万円となりました。

② 調味料事業

国内では井村屋シーズニング株式会社が、顧客ニーズに対応した新規テーマの取り組みと新規ルート開拓を進め、自社開発商品とOEMに加えて、ODM(Original Design Manufacturing)市場での新規顧客獲得やハラル認証を活用した商品提案に取り組みました。コスト面では、継続的な生産性向上活動や生産設備の活用により、労務費とエネルギーコストを中心に製造コスト削減を図りました。

中国においては、北京の北京京日井村屋食品有限公司(JIF)が積極的な市場開拓を推し進めた結果、中国国内の売上が増加し、大連の井村屋(大連)食品有限公司(IDF)も本格的な生産体制を整え、韓国向けの輸出が堅調に推移するとともに、製造コスト低減に取り組みました。その結果、調味料事業の売上高は前年同期比47百万円(1.0%)増の45億62百万円となりました。セグメント利益(営業利益)は大連の井村屋(大連)食品有限公司(IDF)の立ち上がり期であることから、前年同期比16百万円(7.3%)減の2億6百万円となりましたが、計画に沿った進捗となっております。

③ その他の事業

イムラ株式会社が行っているリースや保険の代理業は堅調に推移し、井村屋商品のアウトレット販売を行っております「M O T T A I N A I 屋」は地域住民から引き続き好評をいただきました。また、本社所在地である三重県津市の近鉄津駅構内に出店している「imuraya Sweets Shop irodori」では、各種のイベントに対応した販売を行い、売上が順調に推移しました。その結果、その他の事業の売上高は2億32百万円となり、セグメント利益（営業利益）は27百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は13億28百万円（前期比1億79百万円減）で、実施いたしました主なものは、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

流通事業

井村屋株式会社	肉まん・あんまん製造設備他	1億59百万円
〃	業務用あん製造設備他	1億9百万円
〃	氷みつ製造設備他	82百万円
〃	冷菓製造設備他	69百万円
日本フード株式会社	冷菓製造設備他	2億10百万円

調味料事業

井村屋シーズニング株式会社	各種調味料製造設備他	87百万円
---------------	------------	-------

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

井村屋株式会社	冷凍倉庫設備新設	1億44百万円
---------	----------	---------

③ 重要な固定資産の売却、撤去または滅失

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金の所要資金は、自己資金及び銀行借入により賄っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第76期	平成25年度 第77期	平成26年度 第78期	平成27年度 (当期)第79期
売 上 高	33,707,458 千円	36,270,070 千円	36,346,752 千円	38,644,792 千円
経 常 利 益	512,123 千円	916,511 千円	700,344 千円	738,317 千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	106,956 千円	335,269 千円	381,356 千円	445,391 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4.39 円	13.77 円	15.69 円	18.38 円
総 資 産	24,798,864 千円	24,523,940 千円	24,985,091 千円	23,329,979 千円
純 資 産	10,387,179 千円	10,615,976 千円	11,047,628 千円	10,837,249 千円

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(6) 対処すべき課題

国内経済は、海外景気の下振れが懸念され、先行き不透明な状況で推移すると予想されます。

菓子食品業界におきましても、個人消費の動向には引き続き予断を許さない状況が続くと見込まれる中、為替の影響による原材料価格の変動や競争の激化が懸念され、経営環境は引き続き厳しい状況が続くとともに、激しく変化するものと想定されます。

このような状況のもと、当社グループは中期3カ年計画「One imuraya 2017」の2年目を迎えます。最終年度である、2017年度は創業120年、会社設立70周年、持株会社移行7年目の大きな節目となる年度であり、その経営目標達成に向け、2016年度は積極的で、確かで、周到な「準備の年」と位置付け、経営基盤をさらに盤石にしていく重要な一年として事業活動を展開してまいります。

2016年度の活動目標は ①経営品質の向上（商品品質・管理品質・顧客対応品質・社会対応品質）②無駄の削除（ゼロベース経費・安全確保・業務（仕事内容）改革）③2Nの創造（NEWとNEXTの創造に挑戦し、新魅力につなげる）を掲げ、「Be prepared! 準備は良いか」を強く意識し、エポックな2017年度に向け、大きなそして大事な一歩を踏み出します。

組織面では、次代への継承を促進し、特色経営の強化と、よりダイナミックな改革を推進するため、経営体制を変更いたしました。新しい経営体制のもと、更なる経営基盤の強化を図ってまいります。また、2015年4月より導入した、新人事制度の運用・定着を図り、社員一人ひとりの働きがいと成長、そして次世代への人材育成を推進いたします。

品質面では、前期、井村屋シーズニング株式会社に続き、井村屋株式会社の全工場でFSSC22000（食品安全管理システム 認証22000）を取得しましたが、更に、安全・安心を提供する食品企業として、全グループでFSSC22000取得に向けた活動を行い、品質保証体制の確立を図ってまいります。

コスト面では、井村屋株式会社において建設を進めてきました新しい冷凍倉庫「アイアイタワー」が2016年5月に竣工いたしました。冷凍倉庫の稼働を計画通りに実行し、商品品質の安定を図るとともに、新規設備による効果と併せ、物流改革を行い、物流コストの大幅削減を目指します。

流通事業においては品質保証体制を強化し、強みを活かすとともに、新しい技術を付加した商品開発により差別化を行い、着実な成長を目指します。また、SNSを活用した販売促進策の実施や新顧客開拓を行い、NEWとNEXTの創造に取り組んでまいります。

国内事業において、菓子カテゴリーでは重点商品として成長している「どら焼き」シリーズの販路拡大を図ります。また、ようかん、水ようかんに機能性を付加した商品開発を行い、新チャンネルへの参入と市場拡大に取り組みます。食品カ

テゴリーでは容器をリニューアルし、使いやすくなった「氷みつ」で新しい食シーンを提供するとともに、定番商品の「ゆであずき」、「お赤飯の素」の販売強化を継続していきます。冷菓商品では、主力商品の「あずきバー」シリーズに加え、「やわもちアイス」シリーズで商品戦略を展開し、新しい付加価値と顧客満足を提供します。また、ヒット商品となった「クリームチーズアイス」のブランド育成に取り組み、冷菓事業の更なる成長を図ります。「肉まん・あんまん」類では成長を続ける「ゴールドまん」シリーズでの商品戦略を進めるとともに、生産技術を活用した商品開発と提案を行い、更に進化を目指します。豆腐事業では、新たにSOY（大豆）事業として新機能豆腐の開発を行っておりますが、更に機能性と付加価値を高めた商品開発と新規市場開拓を行い、新事業の構築を進めてまいります。スイーツでは積極的な催事販売への出展により「JOUVAUD（ジュヴォー）」ブランドの認知度が向上しておりますが、JPタワー名古屋の商業施設KITTE名古屋に『La maison JOUVAUD』（ラ・メゾン・ジュヴォー）KITTE名古屋店を6月にオープンし、「JOUVAUD（ジュヴォー）」ブランドの展開と収益性の向上を図ります。

海外での事業展開では、計画に沿って損益の改善を目指した事業活動を推進します。中国のカステラ事業では業務用ルートの販路拡大と輸出商品の売上増加により、差益の向上を図ります。アメリカのIMURAYA USA, INC.においては、好評をいただいている「モチアイス」「モチクリーム」の更なる販路拡大を進めるとともに生産体制の増強と生産性の向上に取り組み、米国アイス事業の成長戦略を展開してまいります。

また、2016年5月に「伊勢志摩サミット」が地元三重県で開催され、井村屋グループも「あずきを“AZUKI”に」をスローガンにグローバルメッセージを発信し、「和」の強みを活かして海外事業戦略を強化してまいります。ASEANを中心に各国の展示会、商談会に積極的に参加し、新規ルートの開拓やマーケットへの商品導入に取り組み、海外での井村屋ブランドの認知度と輸出の拡大を図ります。

調味料事業においては、自社素材商品とOEMに加えて、ODM（Original Design Manufacturing）商品の企画提案を積極的に行うとともに、市場ニーズの情報収集力を強化し、お客様の要望と期待に対応してODM市場での顧客獲得を目指します。また、ハラルを含む新市場でのニーズを把握し、新規市場に対応した商品と機能の提供を行ってまいります。

中国での調味料事業では、特色ある商品と技術を活かし、中国国内と海外市場に対応した商品提案により、売上拡大を推進するとともに井村屋（大連）食品有限公司（IDF）での本格稼働による製造コスト削減とISO22000を基盤とした品質管理体制の構築を図り、中国事業の成長戦略に向けた活動を展開いたします。

中期3カ年計画「One imuraya 2017」の最終年度に向け、つながりと革新による着実な成長の実現に取り組み、次期（平成29年3月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高415億円、営業利益9億50百万円、経常利益10億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益5億30百万円を見込んでおります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
井村屋株式会社	千円 100,000	% 100.0	菓子・食品・デイリーチルド・加温・冷菓・スイーツの製造販売
井村屋シーズニング株式会社	50,000	100.0	調味料の製造販売
日本フード株式会社	50,000	100.0	菓子・食品・冷菓の製造
イムラ株式会社	10,000	100.0	保険代理業・リース代理店業務・不動産管理業務等
北京京日井村屋食品有限公司	180,000	90.0	調味料の製造販売
井村屋(北京)食品有限公司	260,000	100.0	菓子の製造販売
IMURAYA USA, INC.	474,287	100.0	冷菓の製造販売
井村屋(大連)食品有限公司	150,000	100.0	調味料の製造販売

当社の連結子会社は上記の8社であります。

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業内容

事業セグメント名	事業の内容
流通事業	菓子、食品、デイリーチルド、加温、冷菓及びスイーツの製造販売
調味料事業	天然調味料、栄養食品、発酵調味料及び液体調味料等の製造販売

(9) 主要な営業所及び工場

会 社 名	所 在 地	
井村屋グループ株式会社	本 社	三 重 県 津 市
井 村 屋 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	三 重 県 津 市
	岐 阜 工 場	岐 阜 県 羽 島 郡
	そ の 他 工 場	三 重 県 松 阪 市
	関 東 支 店	東 京 都 文 京 区
	東 海 支 店	名 古 屋 市 中 川 区
	関 西 支 店	大 阪 市 旭 区
	そ の 他 支 店	全 国 3 箇 所
井村屋シーズニング株式会社	本 社 ・ 工 場	愛 知 県 豊 橋 市
日 本 フ ー ド 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	愛 知 県 豊 橋 市
イ ム ラ 株 式 会 社	本 社 ・ 店 舗	三 重 県 津 市
北京京日井村屋食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
井村屋（北京）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
IMURAYA USA, INC.	本 社 ・ 工 場	米 国
井村屋（大連）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
名 875	名 21 増

(注) 上記のほかに臨時従業員が213名就業しており、パートタイマー・アルバイトが当連結会計年度中平均で112名（1日8時間勤務換算）おります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男性	22	4 減	41.2	18.6
女性	22	—	33.6	12.5
合計又は平均	44	4 減	37.4	15.5

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
	千円
株式会社第三銀行	616,668
株式会社三菱東京UFJ銀行	566,669
株式会社百五銀行	550,040

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	2,000,000千円

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,644,400株（自己株式1,419,183株を含む。）
- (3) 株主数 4,731名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株 式 会 社 第 三 銀 行	1,177	4.85
株 式 会 社 百 五 銀 行	1,157	4.77
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,118	4.61
井 村 屋 取 引 先 持 株 会	961	3.96
瀬 古 製 粉 株 式 会 社	715	2.95
中 山 芳 彦	710	2.93
株 式 会 社 り そ な 銀 行	572	2.36
株 式 会 社 西 村 商 店	478	1.97
双 日 食 料 株 式 会 社	465	1.92
三井住友海上火災保険株式会社	453	1.86

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅田 剛夫	最高経営責任者(CEO) 井村屋㈱代表取締役会長 IMURAYA USA, INC. CEO
代表取締役社長	寺家 正昭	最高執行責任者(COO)
専務取締役	前山 健	井村屋㈱出向 井村屋㈱代表取締役社長 中国事業代表 井村屋(北京)食品有限公司董事長 北京京日井村屋食品有限公司董事長
専務取締役	中島 伸子	井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役副社長 イムラ㈱代表取締役社長
常務取締役	大西安 樹	井村屋グループ㈱部門統括
常務取締役	菅沼 重元	井村屋シーズニング㈱出向 井村屋シーズニング㈱代表取締役社長
取締役	伊藤 宏規	グループ最高技術責任者(CTO) 井村屋㈱出向 井村屋㈱常務取締役
社外取締役	名倉 眞知子	公認会計士
社外取締役	西岡 慶子	㈱光機械製作所代表取締役社長
常任・常勤監査役	村田 清	
常勤監査役	脇田 元夫	
社外監査役	土川 禮子	
社外監査役	戸川 順治	

- (注) 1. 当社は社外取締役名倉眞知子、西岡慶子、社外監査役土川禮子、戸川順治の4氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 取締役寺家正昭氏は、平成28年4月1日付で当社代表取締役社長を退任しました。
3. 当社は執行役員制度を導入しており、平成28年4月1日付執行役員の就任状況は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
前山 健	専務取締役兼首席執行役員 井村屋㈱出向 井村屋㈱代表取締役社長 中国事業代表
中島 伸子	専務取締役兼首席執行役員 井村屋グループ㈱部門統括 海外事業戦略部長 イムラ㈱代表取締役社長
菅沼 重元	常務取締役兼首席執行役員 井村屋シーズニング㈱出向 井村屋シーズニング㈱代表取締役社長
伊藤 宏規	取締役兼首席執行役員 グループ最高技術責任者(CTO) 井村屋㈱出向 井村屋㈱常務取締役 開発・事業戦略本部長兼技術戦略部長
濱口 昭弘	執行役員 品質保証室長
岩本 康	執行役員 経営戦略部長
富永 治郎	執行役員 財務部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	11名 (2名)	182,574千円 (6,000千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	36,729千円 (7,200千円)
合 計	15名	219,304千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給額には、役員賞与として引当金を計上した25,000千円（取締役に対して25,000千円）を含んでおります。
3. なお、支給人員には平成27年4月1日以降の支給者すべてを含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役西岡慶子氏は株式会社光機械製作所代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 名倉真知子氏

就任後開催の取締役会11回に全て出席し、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と会社財務・法務における幅広い見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。

社外取締役 西岡慶子氏

就任後開催の取締役会11回に全て出席し、経験豊富な国際見識と、女性経営者としてダイバーシティの観点から適宜質問し、意見を述べております。

社外監査役 土川禮子氏

当事業年度開催の取締役会13回に全て出席し、また監査役会14回に全て出席し、教育行政等に関わる経験や実績に基づく専門的見地から、または女性としての立場に立った発言を行っております。

社外監査役 戸川順治氏

当事業年度開催の取締役会13回に全て出席し、また監査役会14回に全て出席し、主に海外事業等に関わる経験や実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、社外取締役全員、および社外監査役全員と会社

法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし責任を負担するものとします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額
24,000千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
24,000千円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適正性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし責任を負担するものとします。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議しており、その内容は次のとおりであります。(最終改定：平成28年5月9日)

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社は、次のコンプライアンス体制を構築する。

- ① 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「井村屋グループCSR憲章」(行動規範・プライバシーポリシー)や行動規範を解説した「I-RULE」(井村屋コンプライアンスガイド)を制定し、継続した研修を実施し実行する。
- ② 企業に何より求められる「透明性の保持」の実現のため、自主的・自律的に監査、検査、社会対応等を行う内部統制部門を設置し、当社及びグループ各社の内部統制システムを構築する。
- ③ 当社及びグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見、是正するための手段として社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。
- ④ 当社及びグループ各社は企業の社会的責任の観点から、外部専門機関とも連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨む。反社会的勢力による不正な圧力・要求については断固拒否し、取引を含めた一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)、その他の重要な情報は、これに関連する資料とともに法令及び関連社内規程に従い保存・管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。また、グループ各社においても、これに準拠した体制を構築する。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、危機管理規程により重要な個々(経営戦略、業務運営、環境、災害等)のリスクに対して責任部署を定め、対応策・予防策を講じるとともにグループ全体のリスクを総括的に管理する体制を確保する。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及びグループ各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。
- ② 当社及びグループ各社の取締役等の職務執行の効率性確保のため、取締役会規則等の社内規程を遵守する。
- ③ 執行役員制度を導入し、経営の意思決定、監査機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は業務執行状況の監督を行う。

5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社並びにグループ全体の業務適正を確保するためグループ全体のガバナンス体制、内部監査体制の確保を図り、当社グループ各社を対象にした内部監査を実施し、結果を当社に報告する。
 - ② 関連社内規程により、グループ各社に係る重要事項について当社の経営戦略会議に上程し、取締役会の承認を求める制度で経営管理、業務執行の監視を行う。
 - ③ 事業会社社長報告会等の開催により、グループ経営に関する方針の周知を図り、情報の共有化を図る。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、情報開示の透明性及び公正性の確保を目的として、信頼性のある財務報告を作成するために、代表取締役（経営者）の指示の下において、関連規程の整備等社内体制の充実を図り、その体制の整備・運用状況の有効性を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。

また取締役会は、代表取締役（経営者）が構築する財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査役職務の補助部門として使用人を置くことを求めた場合、代表取締役の承認を得て、内部監査担当部門をこれにあてる。
8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当該使用人の人事評価及び人事異動については、人事担当取締役が事前に監査役会の意見を聞いてこれを行う。
 - ② 監査役職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとする。
9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人が行う監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
 - ① 当社及びグループ各社の業務・財務に重要な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。
 - ② 当社及びグループ各社の役員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。
 - ③ 当社並びにグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定。
 - ④ 当社及びグループ各社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容。
 - ⑤ 内部監査担当部門の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況及びグループの内部統制に関する活動状況。
 - ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合の、取締役及び使用人の速やかな当該事項についての報告。

- ⑦ コンプライアンス担当部門は、社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」の内部通報の状況等について定期的に報告。
- (2) 当社の監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。
- 10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
 - ② 監査役職務の執行について生じる費用または債務を処理するため、毎年予算を設ける。
- 11. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役職務の監査に関して、監査役が、監査役会で策定する「監査役会規則」・「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査を行い得ること、監査役が、取締役会ほか重要な会議に出席できることなどについて諸規程に明記することによって、監査役監査の実効性を確保する。
 - ② 監査役（または監査役会）が代表取締役及び取締役・社外取締役並びに執行役員等、さらに内部監査担当部門それぞれとの間で、定期的に意見交換を行い相互認識の強化を図るとともに、内部監査担当部門が行うモニタリングにも同席できる体制を整備する。
 - ③ 監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- 1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「井村屋グループCSR憲章」が平成17年に制定され、平成23年10月に改定を行っています。「I-RULE」は平成20年に第1号が発行され、現在第3号が小雑誌として従業員に配布されています。社内教育の場である「アイアイ塾」においてコンプライアンス講座が開催され、継続した啓蒙教育が実施されています。
 - ② 内部統制部門として経営品質・法務部が設置され、グループ全体の内部統制システムの構築を推進しています。各所属に内部統制担当者・責任者を任命し、自主・自律的に所属内のチェックを行うとともに、経営品質・法務部と監査役が連携して全所属を対象に内部統制モニタリングが年1回以上実施され、モニタリングの結果については経営戦略会議を通じて担当役員に報告されています。
 - ③ 社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」、「コンプライアンスヘルプポスト」が設置され、相談窓口制度が構築、運用されています。

- ④ 反社会的勢力に対する対応は「井村屋グループCSR憲章」、「I-RULE」に明記されています。また企業防衛対策協議会に入会し、反社会的勢力による不正な圧力・要求に対して断固拒否する活動を各機関と連携し推進しています。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」、「情報セキュリティポリシー」が制定され、文書の保管・管理などに関する手順を定めています。電磁的記録については、「コンピューター活用ハンドブック」が従業員に配布され、教育・啓蒙が実施されており、取締役、監査役は常時、重要書類が閲覧できる体制がとられています。また、社内の機密情報はインサイダー取引防止に関する規定に基づき管理されています。
3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「BCP計画」、「危機管理規程」、「緊急事態対応規程」を定め、災害時の安否確認システムの導入、防災訓練、リコールシミュレーションの実施など、必要な対応策、予防策が取られています。また、商品品質に関しては最重要なリスクと位置付け、「FSSC22000」を取得し、品質保証体制の強化に継続的に取り組んでいます。
4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役（経営者）から示される方針に基づいて中期経営計画が策定され、各事業会社および各部門の年度計画に展開されています。計画の進捗は毎月利益計画実績書が作成され、グループ全体会議を通じてレビューが実施されています。
- ② 「取締役規程」、「取締役会規則」を定め、職務執行の効率性を確保しています。また、社外監査役2名が選任されるとともに、監査役からも必要に応じて意見表明がなされており、職務執行の効率性に関する監督機能が強化されています。
- ③ 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき業務執行責任の明確化を行っています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務執行状況の監督を強化しています。
5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 各事業会社に監査役を設置し、監査を行うとともに、各監査役による合同監査役会が年4回開催され、状況の報告と共有が図られています。また、グループ全体の監査結果は年2回、取締役会で報告されています。各所属単位での内部統制モニタリングが年1回、経営品質・法務部と監査役が連携して実施され、結果は経営戦略会議で報告されています。
- ② 取締役会規則に基づき、グループ各社に係る重要事項が取締役会で審議されています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務遂行状況の監督を強化しています。
- ③ 毎月「事業会社社長報告会」、「グループ全体会議」が開催されており、状況の報告、情報の共有が行われるとともに、代表取締役（経営者）からグループ経営に関する方針が説明され、グループ全体への周知が図られています。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「経理規程」、「勘定科目取扱規程」など財務報告作成に関する規程を設備し、規程に沿って運用されています。その有効性については、経営品質・法務部と監査役が連携して、内部統制モニタリングと財務報告に係る内部統制評価を実施するとともに、会計監査人五十鈴監査法人から監査を受けています。財務報告は四半期決算ごとに取締役会で報告、検証がされ、適切に監督が行われています。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を定めてはいませんが、職務の必要に応じて、内部監査担当部門である経営品質・法務部が監査役会などの議事録作成の補助を行っています。

8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

経営品質・法務部が監査役会などの議事録作成の補助を行う際は、監査役の指示に基づきその職務を行っています。

9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役会、経営戦略会議、事業会社社長報告会で経営上の重要事項は監査役に報告されています。各会議での議事録や稟議書は監査役に回覧され、書面による報告がなされる体制が整備、運用されています。内部統制モニタリングには監査役も同席するとともに、結果は経営戦略会議を通じて報告されています。また、経営者と監査役との情報交換会が適宜実施され、円滑なコミュニケーションが図られており、監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことは周知、徹底されています。

10. 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の仕事に関して発生する費用は年間予算が設定されているとともに、費用の支払は速やかに行われています。

11. その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の会議出席、重要書類の閲覧、代表取締役等との情報交換会の開催、社外取締役との情報交換会の開催、内部統制モニタリングへの同席など、監査体制を確保する体制が整備されています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、当該基本方針については特に定めておりません。

(注) 1. 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	8,918,382	【流動負債】	10,300,193
現金及び預金	909,113	支払手形及び買掛金	2,430,782
受取手形及び売掛金	4,945,909	電子記録債務	1,719,139
商品及び製品	1,641,803	短期借入金	2,320,000
仕掛品	303,271	1年内返済予定の長期借入金	299,760
原材料及び貯蔵品	483,543	リース債務	302,859
繰延税金資産	351,893	未払金	2,033,070
その他	284,081	未払法人税等	215,034
貸倒引当金	△1,235	賞与引当金	485,192
		役員賞与引当金	25,000
		その他	469,352
【固定資産】	14,381,785	【固定負債】	2,192,536
有形固定資産	12,224,307	長期借入金	300,444
建物及び構築物	4,726,125	リース債務	394,182
機械装置及び運搬具	2,340,699	繰延税金負債	24,011
土地	4,268,751	執行役員退職慰労引当金	22,752
リース資産	529,099	退職給付に係る負債	371,702
建設仮勘定	229,907	資産除去債務	30,592
その他	129,724	再評価に係る繰延税金負債	929,245
無形固定資産	138,325	その他	119,606
リース資産	105,320	負債合計	12,492,729
その他	33,005	純資産の部	
投資その他の資産	2,019,152	株主資本	8,773,862
投資有価証券	1,584,132	資本金	2,253,900
長期貸付金	2,666	資本剰余金	2,240,523
繰延税金資産	75,979	利益剰余金	4,952,620
退職給付に係る資産	54,247	自己株式	△673,181
その他	327,452	その他の包括利益累計額	2,034,728
貸倒引当金	△25,325	その他有価証券評価差額金	74,815
		土地再評価差額金	1,969,729
【繰延資産】	29,810	為替換算調整勘定	18,966
開業費	29,810	退職給付に係る調整累計額	△28,784
資産合計	23,329,979	非支配株主持分	28,658
		純資産合計	10,837,249
		負債・純資産合計	23,329,979

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		38,644,792
売 上 原 価		26,407,631
売 上 総 利 益		12,237,160
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,494,389
営 業 利 益		742,771
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,615	
受 取 配 当 金	43,059	
受 取 家 賃	40,896	
雑 収 入	54,064	
そ の 他	1,601	151,236
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43,158	
為 替 差 損	96,723	
そ の 他	15,809	155,690
経 常 利 益		738,317
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	18,303	
出 資 金 売 却 益	9,439	
補 助 金 収 入	43,766	71,510
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	624	
固 定 資 産 除 却 損	102,895	
減 損 損 失	339	103,858
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		705,969
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	286,003	
法 人 税 等 調 整 額	△26,275	259,728
当 期 純 利 益		446,241
非支配株主に帰属する当期純利益		849
親会社株主に帰属する当期純利益		445,391

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,253,900	2,240,523	4,749,508	△671,372	8,572,559
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△242,280		△242,280
親会社株主に帰属する当期純利益			445,391		445,391
自 己 株 式 の 取 得				△1,808	△1,808
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	203,111	△1,808	201,303
当 期 末 残 高	2,253,900	2,240,523	4,952,620	△673,181	8,773,862

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当 期 首 残 高	359,887	1,920,482	△9,621	175,169	2,445,917
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△285,072	49,247	28,588	△203,953	△411,189
連結会計年度中の変動額合計	△285,072	49,247	28,588	△203,953	△411,189
当 期 末 残 高	74,815	1,969,729	18,966	△28,784	2,034,728

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	29,151	11,047,628
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△242,280
親会社株主に帰属する当期純利益		445,391
自己株式の取得		△1,808
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△493	△411,682
連結会計年度中の変動額合計	△493	△210,378
当期末残高	28,658	10,837,249

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 …………… 8社

連結子会社の名称：井村屋株式会社、井村屋シーズニング株式会社、
日本フード株式会社、イムラ株式会社、
北京京日井村屋食品有限公司、
井村屋(北京)食品有限公司、IMURAYA USA, INC.、
井村屋(大連)食品有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京京日井村屋食品有限公司、井村屋（北京）食品有限公司及び井村屋（大連）食品有限公司については決算日が連結決算日と異なるため、連結計算書類を作成するにあたっては、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類（12月31日）を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び原材料……移動平均法

製品及び仕掛品……総平均法

貯 蔵 品……最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、定額法によっております。

なお、在外連結子会社は定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 4年～10年

その他の他 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産……定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要な外貨建の……在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、当該会社資産又は負債の 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差本邦通貨への換 額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配算の基準 株主持分に含めております。

ロ. ヘッジ会計の処理

a. ヘッジ会計の方法……外貨建金銭債務について、為替予約を行い振当処理を行っております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債務

c. ヘッジ方針……製品の輸入に関わる為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、輸入取引の範囲内で為替変動リスクをヘッジしております。

d. ヘッジの有効性の評価……為替予約締結時に、リスク管理方針に従って、同一金額で同一通貨の為替予約をそれぞれ振当てているため、ヘッジの効果は確保されているものとみています。そのため有効性の判定は省略しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連の期間帰属方法 結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異……数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用につきましては、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

ニ. 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	2,091,971千円
機械装置及び運搬具	1,336,152千円
土地	2,945,349千円
投資有価証券	119,000千円
計	<u>6,492,473千円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	766,665千円
長期借入金	450,004千円
(うち1年以内返済予定分)	199,960千円
計	<u>1,216,669千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,576,380千円

(3) 固定資産の圧縮記帳額 50,000千円

(4) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日 平成14年3月31日

③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △ 1,357,612千円

- (5) 当社は運転資金の効率的な運用を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	2,000,000千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
レストラン店舗	リース資産	首都圏	339千円
合計	—	—	339千円

当社グループは、減損会計の適用にあたって、事業セグメントを基準に資産のグルーピングを行っております。ただし、賃貸資産、レストラン店舗及び遊休資産など、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものについては、個別のグルーピングを行っております。

上記は、レストラン店舗に関連するリース資産について、関連する資産グループを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は零としております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	25,644,400株	—	—	—	—	25,644,400株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	1,416,400株	2,783株	—	—	—	1,419,183株

変動事由の概要

増 加……単元未満株式の買取請求により取得した株式 2,783株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	242,280	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月21日開催の第79回定時株主総会において、普通株式の配当に関し次のとおり付議いたします。

イ. 配当金の総額 242,252千円

ロ. 1株当たり配当額 10.00円

ハ. 基準日 平成28年3月31日

ニ. 効力発生日 平成28年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長6年後であります。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	909,113	909,113	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,945,909	4,945,909	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,479,911	1,479,911	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,430,782)	(2,430,782)	—
(5) 電子記録債務	(1,719,139)	(1,719,139)	—
(6) 未 払 金	(2,033,070)	(2,033,070)	—
(7) 短期借入金	(2,320,000)	(2,320,000)	—
(8) 長期借入金	(600,204)	(599,152)	△1,051
(9) リース債務	(697,042)	(686,219)	△10,822

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、一部の外貨建買掛金は、為替予約の振当処理の対象とされており、ヘッジ対象とされる買掛金と一体として処理しているため、その時価は買掛金の時価に含めて記載しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) リース債務

これらの時価については、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	104, 220

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県、愛知県において、賃貸商業施設（土地を含む）及び賃貸住宅を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2, 132, 573	1, 338, 513

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価については、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 446円17銭

(2) 1株当たり当期純利益 18円38銭

9. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得について

当社は、平成28年4月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を買い受けることを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 500,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.06%） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 350,000,000円（上限） |
| ④ 取得する期間 | 平成28年4月19日～平成28年9月30日 |

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,625,483	【流動負債】	4,774,239
現金及び預金	480,119	短期借入金	2,300,000
貯蔵品	1,812	関係会社短期借入金	1,836,307
前払費用	3,514	1年内返済予定の長期借入金	299,760
繰延税金資産	121,309	リース債務	35,023
その他	1,018,777	未払金	127,026
貸倒引当金	△50	未払費用	32,951
【固定資産】	15,127,473	未払法人税等	15,328
有形固定資産	7,114,239	預り金	7,116
建物	2,914,530	賞与引当金	48,595
構築物	105,726	役員賞与引当金	25,000
機械及び装置	20,150	その他	47,129
工具、器具及び備品	11,629	【固定負債】	1,562,952
土地	4,006,631	長期借入金	300,444
リース資産	6,799	リース債務	77,140
建設仮勘定	48,771	退職給付引当金	139,460
無形固定資産	117,676	執行役員退職慰労引当金	12,600
リース資産	96,872	資産除去債務	23,892
その他	20,804	再評価に係る繰延税金負債	929,245
投資その他の資産	7,895,556	その他	80,170
投資有価証券	1,584,132	負債合計	6,337,191
関係会社株式	2,690,244	純資産の部	
出資金	3,950	株主資本	8,371,219
関係会社出資金	333,985	資本金	2,253,900
従業員に対する長期貸付金	725	資本剰余金	2,321,428
関係会社長期貸付金	1,052,896	資本準備金	2,310,716
長期前払費用	9,537	その他資本剰余金	10,712
繰延税金資産	355,687	利益剰余金	4,469,071
関係会社長期未収入金	1,912,889	利益準備金	473,000
その他	67,297	その他利益剰余金	3,996,071
貸倒引当金	△24,435	配当準備金	190,000
投資等損失引当金	△91,352	別途積立金	1,030,000
資産合計	16,752,956	繰越利益剰余金	2,776,071
		自己株式	△673,181
		評価・換算差額等	2,044,545
		その他有価証券評価差額金	74,815
		土地再評価差額金	1,969,729
		純資産合計	10,415,764
		負債・純資産合計	16,752,956

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,621,633	
不 動 産 賃 貸 料	475,697	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	412,500	2,509,830
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	256,278	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,727,536	1,983,815
営 業 利 益		526,015
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33,207	
受 取 配 当 金	43,059	
受 取 賃 貸 料	11,727	
そ の 他	8,100	96,094
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34,916	
為 替 差 損	49,658	84,574
経 常 利 益		537,535
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	18,303	
出 資 金 売 却 益	9,439	27,743
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	53,061	
投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	91,352	144,414
税 引 前 当 期 純 利 益		420,865
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,199	
法 人 税 等 調 整 額	△85,533	△64,333
当 期 純 利 益		485,198

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,253,900	2,310,716	10,712	2,321,428
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	2,253,900	2,310,716	10,712	2,321,428

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
配当準備金		別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	473,000	190,000	1,030,000	2,533,152	4,226,152
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△242,280	△242,280
当 期 純 利 益				485,198	485,198
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	242,918	242,918
当 期 末 残 高	473,000	190,000	1,030,000	2,776,071	4,469,071

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金
当 期 首 残 高	△671,372	8,130,108	359,887	1,920,482
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△242,280		
当 期 純 利 益		485,198		
自 己 株 式 の 取 得	△1,808	△1,808		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△285,072	49,247
当事業年度中の変動額合計	△1,808	241,110	△285,072	49,247
当 期 末 残 高	△673,181	8,371,219	74,815	1,969,729

	評価・換算差額等	
	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	2,280,369	10,410,478
当事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△242,280
当 期 純 利 益		485,198
自 己 株 式 の 取 得		△1,808
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△235,824	△235,824
当事業年度中の変動額合計	△235,824	5,286
当 期 末 残 高	2,044,545	10,415,764

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降(リース資産を除く)に取得した建物(建物附属設備を除く)及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械及び装置 4年～10年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資等損失引当金……関係会社に対する投資等に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用につきましては、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取賃貸料」（前事業年度12百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	1,333,630千円
構	築	12,791千円
機	械	2,099千円
土	地	2,945,349千円
投	資	119,000千円
	有	
	価	
	証	
	券	
	計	<u>4,412,870千円</u>

② 担保に係る債務

短	期	借	入	金	766,665千円
長	期	借	入	金	450,004千円
		(うち1年以内返済予定分)			199,960千円)
		計			<u>1,216,669千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,530,663千円

(3) 保証債務

平成22年10月1日付の会社分割により、井村屋株式会社及び井村屋シーズニング株式会社が承継した債務につき、重疊的債務引受を行っております。

井	村	屋	(株)	7,648千円
井	村	屋	シーズニング(株)	402千円
		計		<u>8,050千円</u>

連結会社の電子記録債務に係る金融機関に対する併存的債務引受を行っております。

井	村	屋	(株)	1,415,176千円
井	村	屋	シーズニング(株)	303,962千円
		計		<u>1,719,139千円</u>

連結会社のリース債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

IMURAYA USA, INC.	107,389千円
(954千米ドル)	
井村屋(北京)食品有限公司	33,635千円
(1,935千人民元)	
北京日井村屋食品有限公司	5,581千円
(321千人民元)	
井村屋(大連)食品有限公司	45,104千円
(2,595千人民元)	
計	<u>191,711千円</u>

(4) 関係会社に対する金銭債権

	短期金銭債権	902,770千円
--	--------	-----------

(5) 関係会社に対する金銭債務

	短期金銭債務	11,097千円
--	--------	----------

(6) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日

	平成14年3月31日
--	------------

③ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

	△1,357,612千円
--	--------------

(7) 当社は運転資金の効率的な運用を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	2,000,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高等	2,377,918千円
営業取引以外の取引による取引高	51,409千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,419,183株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動の部

繰延税金資産	
未払事業税等	3,094千円
賞与引当金等	17,040千円
関係会社貸付金	148,115千円
その他	1,033千円
繰延税金資産合計	<u>169,284千円</u>
繰延税金負債	
為替差益	<u>△47,974千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△47,974千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>121,309千円</u>

② 固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	42,214千円
役員退職慰労金	21,184千円
執行役員退職慰労引当金	3,803千円
ゴルフ会員権評価損	14,546千円
関係会社株式評価損	159,586千円
関係会社出資金評価損	36,228千円
投資等損失引当金	27,579千円
投資有価証券評価損	25,054千円
関係会社株式（新設分割）	368,036千円
その他	4,706千円
小計	<u>702,940千円</u>
評価性引当額	<u>△292,566千円</u>
繰延税金資産合計	<u>410,374千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△54,416千円
その他	△270千円
繰延税金負債合計	<u>△54,686千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>355,687千円</u>
繰延税金資産合計（①+②）	<u>476,997千円</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.56%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.42%、平成30年4月1日以降のものについては30.19%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、「繰延税金資産」（繰延税金負債を控除した金額）は27,648千円減少し、法人税等調整額は30,532千円増加しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は49,247千円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)1	科目	期末残高 (注)1
子会社	井村屋(株)	直接100%	経営の管理等	経営管理料の受取 (注)2	1,521,969	関係会社 未収入金	135,574
				不動産賃貸料の受取 (注)3	237,840	その他 (流動負債)	19,820
				資金の貸付 (注)4	1,388,568	関係会社 短期貸付金	200,000
						関係会社 長期貸付金	200,000
				資金の借入 (注)5	117,350	関係会社 短期借入金	694,494
				併存的債務引受 (注)6	1,415,176	—	—
	担保受入 (注)7	2,079,602	—	—			
	井村屋シーズニング(株)	直接100%	経営の管理等	資金の借入 (注)5	223,194	関係会社 短期借入金	311,560
				併存的債務引受 (注)6	303,962	—	—
	日本フード(株)	直接100%	経営の管理等	資金の借入 (注)5	873,575	関係会社 短期借入金	792,175
	IMURAYA USA, INC.	直接100%	経営の管理等	資金の貸付 (注)8	181,170	関係会社 長期貸付金	742,896
				受取利息 (注)8	20,238	関係会社 長期未収入金	107

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額のうち、関係会社未収入金は消費税等を含んでおりますが、取引金額及びその他の科目については消費税等を含んでおりません。
2. 経営指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
3. 不動産賃貸料は各不動産毎の実費相当額を基に算出した金額としております。
4. 資金の貸付については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

5. 資金の借入については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
6. 連結子会社の電子記録債務に係る金融機関に対する併存的債務引受を行っております。
7. 当社の銀行借入金に対して、建物、構築物、機械及び装置の担保提供を受けております。
8. 資金の貸付及び受取利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
9. 上記以外に関係会社への投資等に伴う損失に備えるため、91,352千円の投資等損失引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 429円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 20円3銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得について

当社は、平成28年4月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を買い受けることを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 500,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.06%） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 350,000,000円（上限） |
| ④ 取得する期間 | 平成28年4月19日～平成28年9月30日 |

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月7日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 安井 広伸 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中出 進也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井村屋グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月18日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月7日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 安井 広 伸 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 出 進 也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月18日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月7日

井村屋グループ株式会社 監査役会

常任・常勤監査役	村田	清	Ⓞ
常勤監査役	脇田	元夫	Ⓞ
社外監査役	土川	禮子	Ⓞ
社外監査役	戸川	順治	Ⓞ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様への適切な利益還元を重要課題の一つと認識して、安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の利益計画の達成見通しなどを勘案し、普通配当におきましては、1株当たり10円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は242,252,170円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月22日となります。

第2号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、平成28年5月9日開催の取締役会決議をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

これにあたり、当社株式を株主様に安定的に保有していただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について2株を1株にする併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の1億株を5千万株に変更するものです。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 併合の割合

当社の株式について、2株を1株に併合いたします。

なお、株式の併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その

売却代金を端数の割合に応じて交付致します。

3. 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

50,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされま

す。
(ご参考)

本議案が原案どおり可決された場合には、平成28年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

変更箇所について、現行定款と変更案とを対照すると、次のとおりとなります。下線部分が変更部分です。

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000</u>千株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000</u>千株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役寺家正昭氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、その補欠の取締役として、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者中道裕久氏の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ <small>なか みち ひろ ひさ</small> 中 道 裕 久 (昭和34年 2月8日生)	昭和56年4月 当社に入社 平成21年4月 当社開発部長 平成23年4月 井村屋株式会社出向執行役員開発部長兼海外事業 商品開発支援担当 平成25年4月 井村屋株式会社出向上席執行役員開発部長 平成27年4月 井村屋株式会社取締役マーケティング本部長 平成28年4月 井村屋株式会社常務取締役マーケティング本部長 (現任)	4,000株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 井村屋株式会社は、当社の子会社であります。
 3. 当社は井村屋株式会社との間において、土地、建物の賃貸、運転資金の貸付等の取引を行っております。
 4. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 5. 取締役候補者とした理由について
 中道裕久氏を選任する理由は、生産技術、開発の豊富な知識を有し、海外事業における生産技術指導などグローバルな活動を行っております。これまで開発部門全体を牽引してきた経験と、当社グループの井村屋株式会社常務取締役マーケティング本部長として統括してきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役村田清氏は、本総会終結をもって任期満了となり、また、監査役土川禮子氏、及び監査役戸川順治氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、若林正清氏は土川禮子氏の補欠として選任されることとなり、また、橋本陽子氏は戸川順治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	※ し け まさ あき 寺 家 正 昭 (昭和27年 11月1日生)	昭和50年4月 井村屋乳業株式会社入社 平成21年4月 当社執行役員財務部長 平成22年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役 平成24年4月 当社専務取締役 平成25年6月 当社代表取締役社長、最高執行責任者(COO) 平成28年4月 当社取締役(現任)	17,000株
2	※ わか ばやし まさ きよ 若 林 正 清 (昭和32年 10月21日生)	昭和58年12月 社会保険労務士登録 平成4年4月 中小企業診断士登録 平成6年1月 有限会社近代総合労研創設、代表取締役(現任) 平成16年1月 社会保険労務士法人若林労務経営事務所代表(現任) 平成19年4月 特定社会保険労務士登録 平成24年3月 三重県社会保険労務士会会長就任(現任) 平成27年6月 全国社会保険労務士会連合会副会長(現任) 平成27年12月 特定行政書士登録	0株

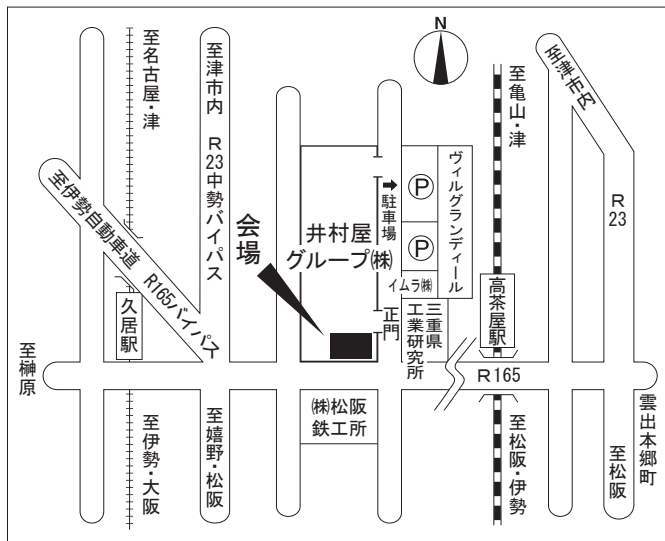
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	※ はし 橋 本 陽 子 もと よう こ 子 (昭和21年 9月7日生)	昭和58年4月 株式会社橋本醤油店入社 昭和58年10月 有限会社橋本 取締役(現任) 昭和60年11月 株式会社橋本醤油店専務取締役(現任) 平成21年6月 津市観光協会 理事(現任) 平成23年6月 公益財団法人国際交流財団評議員(現任) 平成26年4月 津地区地域審議会 委員長 平成27年4月 津商工会議所女性会 直前会長(現任) 平成27年6月 三重県医療審議会 委員(現任)	0株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者寺家正昭氏は、本総会終結の時をもって当社取締役を退任する予定であります。
4. 監査役候補者若林正清氏、橋本陽子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、本議案が承認可決されることを条件に、両氏を独立役員とする独立役員届出書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。
5. 監査役候補者とした理由について
寺家正昭氏は、当社の事業内容等に精通しており、また会社の経理業務を経験されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから監査役として選任をお願いするものであります。
6. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由について
- ①若林正清氏は、全国社会保険労務士会連合会副会長など全国的に活躍をされております。これまで社会保険労務士として培われた知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ②橋本陽子氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、また津商工会議所女性会前会長にて活躍され、リーダーシップを発揮されております。女性の視点から有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
若林正清氏及び橋本陽子氏が監査役に選任された場合、当社は定款の規定に基づき、両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかった場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図



○会場 三重県津市高茶屋七丁目1番1号
井村屋グループ株式会社 1階多目的ホール TEL(059)234-2131

○交通機関

【近鉄久居駅 ご利用の場合】

- ・三重交通バス「久居駅前」東口より、8時50分発「雲出鋼管町行」に乗車、「高茶屋団地前」下車（バスでの所要時間約10分）
- ・三重交通バス「久居駅前」東口より、9時40分発「香良洲公園行」に乗車、「高茶屋団地前」下車（バスでの所要時間約10分）

【JR東海高茶屋駅 ご利用の場合】

- ・会場まで徒歩約20分
- ・三重交通バス「高茶屋」（停留所まで徒歩約5分）より、9時19分発「久居駅行」に乗車、「高茶屋団地前」下車（バスでの所要時間約5分）

○お車でお越しの際には、係員の案内に従って駐車場をご利用ください。
（約70台駐車可能）